

令和6年度 健全化判断比率・資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率（以下「健全化判断比率」といいます。）の4指標と同法第22条第1項の規定により、⑤資金不足比率をお知らせします。

この法律では、自治体の財政破綻を未然に防ぎ、財政状況が悪化した団体には早期健全化を促すために、自治体の財政の健全性を示す指標である「健全化判断比率」や、公営企業の経営状況を示す指標である「資金不足比率」を算定し、公表することを義務付けております。健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を定め、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

斜里町の令和6年度の健全化判断比率・資金不足比率は下表のとおり、すべてが早期健全化基準を下回りました。

斜里町の健全化判断比率

（単位：％）

指 標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	－	－	10.8	34.2
早期健全化基準	14.39	19.39	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※赤字額がないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の欄は「－」と表示しています。

なお、実質収支は3億1千5百7万8千円の黒字、連結実質収支は10億2千88万1千円の黒字です。

斜里町の会計別資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
病院事業会計	－	経営健全化基準 20.0%
水道事業会計	－	
公共下水道事業会計	－	

※資金不足比率欄の「－」は資金不足額がないことを表しています。